

亀岡市建設工事等電子入札運用基準

平成28年10月

目 次

第1条（趣 旨）	p 1
第2条（定 義）	p 1
第3条（利用者登録）	p 1
第4条（電子入札対象案件）	p 1
第5条（入札の中止等）	p 2
第6条（入札参加申請）	p 2
第7条（技術資料）	p 2
第8条（入札の入札参加資格確認通知書）	p 3
第9条（指名競争入札参加者の指名）	p 3
第10条（入 札）	p 3
第11条（予定価格の事後公表にかかる再度入札）	p 4
第12条（内訳書）	p 4
第13条（開 札）	p 5
第14条（無効の入札）	p 6
第15条（落札決定通知）	p 6
第16条（公開検証機能における公開基準）	p 6
第17条（亀岡市情報公開システム上の取扱い）	p 6
第18条（入札参加者の I C カードの取扱い（代表者の権限の委任等））	p 6
第19条（書面による入札承諾の基準）	p 7
第20条（紙入札者の電子入札における取扱い）	p 8
第21条（責任の範囲）	p 8
第22条（障害発生時の対応）	p 8
第1号様式（紙入札方式参加承諾願）	
第2号様式（入札書）	

亀岡市建設工事等電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 亀岡市が発注する建設工事及び測量等業務委託の一般競争入札及び指名競争入札等(以下「入札」という。)を亀岡市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う場合(以下「電子入札」という。)における取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、亀岡市財務規則(昭和40年1月6日規則第1号。以下「規則」という。)、亀岡市建設工事等競争入札心得、入札通知書、その他入札条件を示した書面等に定めるもののほか、この基準の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札事務関係職員 市長が指定し、電子入札における当該案件の電子計算機操作を行う者をいう。
- (2) 提出 電子入札システムに入札参加者が発信する情報が記録されることをいう。
- (3) 通知 入札参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに、入札事務関係職員が発信する情報が記録されることをいう。
- (4) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (5) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。

(利用者登録)

第3条 電子入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、第6条の規定により入札参加申請書の提出をする前に、電子入札システムに電子入札参加に必要な入札参加者の情報(以下「利用者情報」という。)を登録(以下「利用者登録」という。)しなければならない。

- 2 電子入札システムの利用者登録をした者は、登録内容に変更が生じた場合には、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(電子入札対象案件)

第4条 電子入札の対象案件は、入札の公告又は指名競争入札等の入札通知書において、電子入札である旨、記載がある案件とする。

(入札の中止等)

第5条 公告日又は公示日以降において、入札の中止を入札事務関係職員から入札参加者に示された案件に対しては、入札手続を行ってはならない。

2 前項の案件に対して提出された書類等は無効とする。

(入札参加申請)

第6条 入札参加者は、入札公告等を行う一般競争入札、公募型指名競争入札等の発注案件（以下「募集型競争入札」という。）において、入札参加申請書に電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、入札公告等に定める技術資料（以下「技術資料」という。）とともにその提出をしなければならない。

2 参加申請の取下げは、書面により届け出なければならない。

(技術資料)

第7条 入札参加者は、技術資料を次のいずれかのファイル形式で提出しなければならない。

- (1) doc 形式（Word2003 以下で読み取りが可能なものに限る。）
- (2) docx 形式（Word2010 以下で読み取り可能なものに限る。）
- (3) xls 形式（Excel2003 以下で読み取りが可能なものに限る。）
- (4) xlsx 形式（Excel2010 以下で読み取りが可能なものに限る。）
- (5) pdf 形式（Adobe Reader X で読み取りが可能なものに限る。）
- (6) 画像ファイル（jpg 形式又は gif 形式に限る。）
- (7) その他入札事務関係職員が特に認めたファイル形式

2 技術資料として提出するファイルは、前項に定めるほか、次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) ファイルの保存時に損なわれる機能を作成時に使用しないものであること。
- (2) ファイルの名称が半角70文字を超えないものであること。
- (3) コンピューターウイルス（以下「ウイルス」という。）に感染していないことを確認したものであること。

3 ファイル圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。

4 入札参加者は、技術資料の容量が総量で2メガバイトを超える場合には、原則としてこれを郵送するものとする。

5 前項の場合のほか、入札参加者は、入札事務関係職員がすべての電子入札による入札参加者に対して郵送を求めた場合は、これに従うものとする。

6 入札参加者が技術資料の郵送を行う場合には、必要書類の一式を郵送するものとし、電子入札システムの併用は認めない。

- 7 前項の場合において、入札参加者は、郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるとともに、電子入札システムにより、技術資料の代替として、資料を郵送する旨の表示、郵送する書類の目録、郵送する書類のページ数及び発送年月日を記載したファイルの送信を行うものとする。
- 8 入札事務関係職員及び入札参加者は、入札参加者から提出された技術資料へのコンピューターウイルス感染（以下「ウイルス感染」という。）が判明し、入札事務関係職員からウイルス感染している旨の連絡があった場合においては、その再提出の方法について協議するものとする。

（競争入札参加資格確認通知書）

第8条 一般競争入札に係る入札参加者の入札参加資格有無の通知は、入札事務関係職員が競争入札参加資格確認通知書を電子入札システムに登録することにより行うものとする。

（指名競争入札参加者の指名）

第9条 指名競争入札参加者の指名は、入札事務関係職員が指名通知書を電子入札システムに登録することにより行うものとする。

（入札）

第10条 入札参加者は、電子入札システムの入札書受付締切日時までに電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、入札書記載金額の内訳書（以下「内訳書」という。）とともに入札書の提出を行わなければならないものとし、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

- 2 入札参加者は、入札書の必要事項すべてを記入しなければならない。
- 3 入札の辞退は、電子入札システムへの辞退登録により届け出なければならない。また、辞退登録を行う際は、辞退理由も併せて登録しなければならない。
- 4 入札参加者が次の各号に起因する障害により電子入札ができない旨、市長に申告した場合においては、市長は障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

この場合において、市長が短時間での復旧は不可能であると判断したときは、複数の入札参加者が参加不能である状況に限り、市長は、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更を行うことができる。

- (1) 天災
- (2) 広域的又は地域的な停電
- (3) インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害
- (4) その他入札参加者に責めがない障害

- 5 入札事務関係職員側に障害が発生した場合においては、入札参加者は、入札事務関係職員が適宜の方法で連絡する指示に従うものとする。又、必要に応じてホームページ等において公表するものとする。
- 6 入札締切予定日時を過ぎて入札書が電子入札サーバに未到達であり、かつ、入札参加者が第3項に規定する手続を行っていない場合においては、市長は、当該入札参加者を失格同様と扱い、入札書不着として公表する。

(予定価格の事後公表にかかる再度入札)

- 第11条 予定価格の事後公表を試行する建設工事に係る開札の結果、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けている場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上）の価格の入札がないときは、再度入札を行うものとし、再度入札の通知は、入札事務関係職員が再度入札通知書を電子入札システムに登録することにより行うものとする。ただし、開札の結果、すべての入札が無効又は失格の入札のときは、再度入札を行わない。
- 2 再度入札の回数は1回限りとし、再度入札の入札書の提出日は入札公告において定める。
 - 3 再度入札の開札は、原則として再度入札の入札日と同日とする。
 - 4 再度入札を行うときは、再度入札を行う旨、再度入札の入札書の提出期間及び再度入札の開札日時を、当初入札の入札者（第5項に該当する者を除く。）に通知するものとする。
 - 5 次の各号のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。
 - (1) 当初入札において不着又は辞退となった者
 - (2) 当初入札において無効又は失格の入札をした者
 - 6 再度入札において、予定価格を超える価格で入札した者は、失格とする。
 - 7 再度入札においては、第10条第1項の規定にかかわらず、内訳書の提出は必要としないものとする。

(内訳書)

- 第12条 入札参加者は、内訳書を次のいずれかの形式で提出しなければならない。
- (1) doc形式（Word2003以下で読み取りが可能なものに限る。）
 - (2) docx形式（Word2010以下で読み取り可能なものに限る。）
 - (3) xls形式（Excel2003以下で読み取りが可能なものに限る。）
 - (4) xlsx形式（Excel2010以下で読み取りが可能なものに限る。）
 - (5) pdf形式（Adobe Reader Xで読み取りが可能なものに限る。）
 - (6) 画像ファイル（jpg形式又はgif形式に限る。）
 - (7) その他入札事務関係職員が特に認めたファイル形式
- 2 内訳書として提出するファイルは、前項に定めるほか、次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) ファイルの保存時に損なわれる機能を作成時に使用しないものであること。
- (2) ファイルの名称が半角70文字を超えないものであること。
- (3) ウィルスに感染していないことを確認したものであること。
- 3 ファイル圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。
- 4 入札参加者は、内訳書の容量が総量で2メガバイトを超える場合には、原則としてこれを郵送するものとする。
- 5 前項の場合のほか、入札参加者は、入札事務関係職員がすべての電子入札による入札参加者に対して郵送を求めた場合は、これに従うものとする。
- 6 入札参加者が内訳書の郵送を行う場合には、必要書類の一式を郵送するものとし、電子入札システムとの併用は認めない。
- 7 前項の場合において、入札参加者は、内訳書を入れ封印した封筒を別の封筒に入れ、郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるとともに、電子入札システムにより、内訳書の代替として、資料を郵送する旨の表示、郵送する書類の目録、郵送する書面のページ数及び発送年月日を記載したファイルの送信を行うものとする。
- 8 入札事務関係職員及び入札参加者は、入札参加者から提出された内訳書へのウィルスの感染が判明し、入札事務関係職員からウィルスに感染している旨の連絡があった場合においては、その再提出について協議するものとする。
- 9 入札事務関係職員は、入札期間が満了したとき、内訳書の内容を確認することができるものとする。
- 10 開札の日時において有効な内訳書を提出できていない入札参加者の行った入札は、その者を当該運用基準第14条第5号により、無効な入札とする。

(開札)

- 第13条 開札の日時は、入札書提出締切予定日時の翌日を標準とするものとする。ただし、予定価格の事後公表を試行する建設工事（当該建設工事に係る当初入札のみとし、再度入札を含まない。以下同じ。）の場合は、予定価格に係る質疑の事後に開札を行うものとする。
- 2 開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システムにより状況の情報提供を行うものとする。
 - 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、入札事務関係職員は、直ちに、電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号によりくじを実施し、落札者を決定するものとする。
また、落札となるべき同価格の入札をした者のすべてが紙入札業者の場合には、その場でくじを実施のうえ落札決定通知書の発行を行うものとする。

- 4 開札に立ち会うことを希望する入札参加者又は代理人（開札の立会に関する権限一切を入札参加者から委任されたものに限る。）は、開札に立ち会うことができる。
- 5 市長は、入札参加者又は代理人（開札の立会に関する権限一切を入札参加者から委任されたものに限る。）を開札に立ち合わせるができる。

（無効の入札）

第 14 条 次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
- (2) 電子署名及び電子証明書のない入札
- (3) 特定共同企業体において、その企業体を代表する者の I C カードによらない入札
- (4) 特定共同企業体において、特定共同企業体名の入力のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札
- (5) 工事費内訳書の提出が必要な入札案件において、有効な工事費内訳書の提出がない入札
- (6) 申請書の提出が必要な入札案件において、申請書の提出がない入札及び申請書の記載のない入札

（落札決定通知）

第 15 条 落札決定の通知は、入札事務関係職員が落札決定通知書を電子入札システムに登録することにより行うものとする。

（公開検証機能における公開基準）

第 16 条 電子入札システムの公開検証機能における情報の公開については、すべての入札参加者の情報の公開を原則とする。ただし、指名取消となった入札参加者の情報については、非公開とする。

（亀岡市入札情報公開システム上の取扱い）

第 17 条 亀岡市が設置する亀岡市入札情報公開システムにおける情報の公開については、すべての電子入札における入札結果の公開を原則とする。

（入札参加者の I C カードの取扱い（代表者の権限の委任等））

第 18 条 電子入札を利用することができる I C カードは、競争入札参加資格確認通知書、亀岡市建設工事等競争入札参加資格の審査結果通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について競争入札参加資格申請において委任状により委任を受けた者（以下「受任者」という。）の I C カードに限る。

- 2 電子入札においては、復代理は認めない。

- 3 第1項の委任の期間は、入札参加資格の有効期限を限度とする。
- 4 入札参加者は、代表者若しくは受任者に変更があった場合には、直ちに書面により届け出るとともに、当該変更を反映したICカードを取得し、第3条第2項に定める手続を行わなければならない。
- 5 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）における入札可能なICカードは、特定JV（以下「JV」と総称する。）の代表者のICカードとする。
- 6 JVの入札に当たっては、市長がJVとして認識できるよう、入札参加申請書及び入札書にJVの名称を明記するものとする。
- 7 第4項の規定に関わらず、市長は、JVの構成会社の入札・見積権限について、JVの代表者から代表者の会社の支店長等への個別委任を認めることができる。
- 8 市長は、募集型競争入札における入札参加者について、当該入札参加申請書及び入札書の代表者又は受任者が入札権限を有するか否かを入札参加資格者名簿により確認する。
- 9 市長は、前項の確認の結果、当該代表者又は受任者が入札の権限を有しないと判断した場合には、入札参加者に適宜の方法でその旨を通知するものとする。この場合においては、次に掲げるときのほかは、当該案件への参加を認めないものとする。
 - (1) 入札の権限を有する代表者又は受任者のICカードにより、再度参加申請等を行うとき。
 - (2) 入札の権限を有する代表者又は受任者のICカードがない場合において、書面による入札（以下「紙入札」という。）による参加を申請するとき。
- 10 入札参加者がICカードを次の方法により不正に使用等した場合には、市長は当該入札を無効な入札と判断する。
 - (1) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
 - (2) 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合
 - (3) その他不正の目的を持ってICカードを使用した場合

（書面による入札承諾の基準）

- 第19条 市長は、入札参加者から、紙入札方式参加承諾願（別記第1号様式）が提出されたときは、次に該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとする。
- (1) ICカードが電子証明書記載事項の変更等によりその効力を喪失した場合（以下「失効」という。）、暗証番号の誤入力によりその使用が停止された場合（以下「閉塞」という。）又は破損等により使用できなくなった場合でICカード再発行の申請中であるとき、インターネット通信環境が別に定める電子入札システムの推奨条件を満足しないとき、その他の入札参加者にやむを得ない事由があると認められるとき。
 - 2 市長は、電子入札システムによる入札による手続の開始後、入札締切日時までの間で、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合は、次の各号に該当する場合に限り、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

- (1) システム障害により締切日時内の手続完了が不可能と予測される時。
- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなった等のやむを得ないと認められる事由により、電子入札の続行が不可能と判断され、かつ全体の入札手続に影響がないと認められるとき。

(紙入札者の電子入札における取扱い)

第20条 前条の規定により市長が紙入札での参加を承諾した入札参加者(以下「紙入札者」という。)は、電子入札に係る作業を行わないものとする。ただし、すでに実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途手続を要しないものとする。

- 2 紙入札者における各種締切日時は、電子入札の各種締切日時と同一とする。
- 3 紙入札者に対して、電子入札システムによる通知は行わない。
- 4 紙入札者は、入札書及び内訳書を提出するとき、入札書(別記第2号様式)に必要な事項をすべて記入し、封筒に入れ、封印するとともに、内訳書を入札書とは別の封筒に入れ、封印し、二つの封筒を合封して提出しなければならない。この場合においては、持参若しくは郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるとともに、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。
- 5 前項の方法に不備のある入札書は無効とする。ただし、不備の内容がくじ入力番号の全部又は一部の誤脱又は不明のみである場合は、当該入札は有効とし、入札事務関係職員は、当該入札者のくじ入力番号を001として電子入札システムに登録する。
- 6 入札の辞退は、辞退届により届け出なければならない。また、辞退届には、辞退理由も記載しなければならない。

(責任の範囲)

第21条 電子入札において、申込書及び入札書(工事内訳書を含む。以下この条において同じ。)は、送信データがサーバに到達した時点で提出されたものとする。入札参加者は、申込書及び入札書の提出後に表示される画面より、送信データの到達を確認し、必要に応じて印刷等を行なうものとする。

(障害発生時の対応)

第22条 契約担当者は、当該基準第10条第4項による電子入札に使用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子入札システムの使用ができなくなった場合は、次の各号に定めるところにより対応する。

- (1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合
必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。
- (2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合、紙

入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の受領が完了している場合は有効なものとして取扱い、再度の提出は要しない。既に提出された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させる。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から実施する。

亀岡市建設工事等電子入札運用基準（平成27年4月）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成28年10月1日から実施する。

亀岡市建設工事等電子入札運用基準（平成28年4月）は、廃止する。

別記

第1号様式（第19条関係）

紙入札方式参加承諾願

- 1 案件番号及び案件名

- 2 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

⑩

(宛先) 亀 岡 市 長

別記

第2号様式（第20条関係）

入 札 書

金 額	
工 事 番 号 及 び 工 事 名	
工 事 場 所	
くじ入力番号	(3桁の数字を記入のこと。)
<p>上記のとおり工事設計書、仕様書、図面及び実地を熟覧し、入札の諸条件を承認の上、入札します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 商号又は名称 代 表 者</p> <p>(宛先) 亀 岡 市 長</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>	

- 備考 1 入札書は、入札用封筒に入れて、表面に「入札書」、住所、氏名又は名称を記載し、封印をしてください。
- 2 「くじ入力番号」が記載されていない場合は、「001」として、電子入札システムに登録します。
- 3 業務の場合は、様式中にある「工事」を、すべて「業務」に訂正して使用してください。